

第 10 回こまえ桜まつり 出店者募集要項

1. 募集内容

日 時	令和 7 年 3 月 29 日(土)午前 11 時～午後 4 時 ※荒天中止
会 場	西河原公園
対 象	市内で営業している飲食店、市内を活動拠点とする実績のある団体等
出店料	5,000 円(以下の区画料に加え、全出店者にご負担いただきます。)
募集区画数と区画料 【大テント】	募集 6 区画(予定) 1 区画 7,000 円 ※間口 3.6m×奥行 2.7m
募集区画数と区画料 【大テントシェア】	募集 4 区画(予定) 1 区画 3,500 円 ※間口1.8m×奥行 2.7m
募集区画数と区画料 【小テントシェア】	募集 12 区画(予定) 火器使用不可 1 区画 2,500 円 ※間口 1.35m×奥行 1.8m
募集区画数と区画料 キッチンカー	募集 3 区画(予定) 水神前モニュメント前 1 区画 5,000 円 ※全長5m×車幅 2.7m
備品のあっせん	大テーブル(1.8m×0.45m) 1 台 2,000 円 小テーブル(0.9m×0.45m) 1 台 1,000 円 パイプイス 1 脚 500 円

※1 団体につき 1 区画まで応募可能です。

※区画料にはテント代が含まれています。テントの持参は出来ません。

※電気の配線はありません。

※応募多数の場合は抽選および状況により区画の調整を行います。

※出店場所については、事務局により任意に決めさせていただきます。

2. 遵守事項等

(1) 出店全般について

- 必ず指定された場所で、申し込みと同じ内容の出店をしてください。
- 狛江市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団関係者に該当する場合は、出店することができません。
- 販売に当たり、各種許可や届出等が必要なものについては、各自で必ず必要な手続きを行ってください。(特に、「その場で消費されない酒類販売」には販売免許が必要です。詳しくは、武蔵府中税務署(TEL : 042-362-4711)でご確認ください。)

(2) 食品を提供する方へ

- 東京都福祉保健局・保健所の「臨時出店について」の注意事項をよく読み、規定を遵守してください。
- 1つのテント等で取り扱う(調理する)ことができる食品は、原則として 1 品目に限ります。(異なる調理工程による食品の提供は出来ません。)

- あらかじめ調理・包装済みの食品については、品目数に制限はありません。
- 酒類の販売は、1品目として数えます。
- 食中毒防止のための公衆衛生に充分注意して取扱ってください。特に、関係者以外の店舗内への出入りには充分ご注意ください。
- 店舗で使用する水(手洗いを含む)は、各出店者でご用意ください。
- 出店物のために使用する容器類は、環境に配慮されたものを推奨します。

(3) 火気等の使用について

- 火気等(発電機を含む)を使用する場合は、各自で業務用消火器(10型)を用意してください。
- 火気等を使用する場合は、取扱いに注意し「火気使用中」の表示を必ず掲示してください。ガスを使うときにはガスバンドで締め、カセットコンロを使う時にはバランスに特に注意し、台の上で火を使うときには断熱材(不燃材)を置いてください。
- 発電機を使用する場合は、予備の燃料タンクの量は使用分のみにし、燃料の補充の際には周囲や火気に充分にご注意ください。

(4) 当日について

- 会場への搬入は、指定された時間を厳守してください。
※関係者車両は、多摩川平和会館駐車場を使用する予定です。
- 営業時間は午前11時から午後4時です。
- 会場内には絶対に汚水を流さないでください。
- 火気を使用する出店者は団体名等を記入したブルーシートを敷き、使用後は必ず持ち帰ってください。
- 営業時間終了後の片付けは速やかに行い、各店から出たゴミ等は出店者が確実に持ち帰りください。また、清掃用具は各自で持参してください。
- 会場からの搬出は指定された時間を厳守してください。
- お客様の列の整理については、出店者側で対応をお願いします。

(5) 返金について

- 「こまえ桜まつり」が中止となった場合、出店料、区画料、備品あっせん料は返金いたしますが、営業補償等は一切致しかねます。

3. 申込期間

令和7年 1月1日(水) ~ 1月19日(日)

4. 申込方法

専用フォーム

申込専用フォームで「こまえ桜まつり」
実行委員会事務局(地域活性課)へ。



※締め切り後に結果をメールでお伝えします。出店者には、出店申込書類および出店者説明会(2/5(水)予定)のご案内を送付します。

5. 会場図(予定)

